

# 著作権を学ぶ ～全議員研修を開催しました～

昨年、過去の議会だよりに議員が掲載したイラスト1点について、著作権者の許可を得ることなく無断で使用したものであることが著作権者の代理人からの連絡により発覚しました。多摩市議会として、謝罪するとともに、先方から多摩市に宛てて示された和解案を受け、市長に損害賠償の対応を依頼し、和解に至りました。

また、イラストを使用した当該議員は、議会の場を通して謝罪をし、市にたいして損害賠償額の全額の弁済を行いました。こうした経緯から、今年度の全議員研修では、著作権および情報リテラシーについて取り上げることになりました。



## 著作権や利用規約に注意、「引用」の徹底を

当日は弁護士・弁理士の柳下彰彦先生(内田・鮫島法律事務所)から「知的財産権(著作権)の基本と権利侵害の実務及び情報リテラシーについて」として、具体例なども交えた講演と質疑応答の時間をとっていただきました。著作権および、著作者人格権、また、インターネット上に公開されているイラストや文章の利用規約などに注意をする必要があること、議会での質疑や一般質問などでデータなどを示す際には、出典を示し、「引用」の形式を守って利用することが推奨されることなどを学びました。

具体例や使用にあたってのルールを示していただくことで、これまでは漠然と「著作権に注意しなければ」と思っていたことが整理され、今後の議会活動に生かすことができるものになりました。



## 研修を生かし、よりわかりやすい議会へ

今回の研修などを受け、議会では「議会だよりの編集マニュアルの再整備」、「一般質問などの動画や静止画の使用ルールの整備」、「議員個人の情報リテラシーの向上」といった対応をとり、他者の権利を侵害することなく、市民のみなさんにもよりわかりやすい議会となるよう取組みを進めていきます。

